

鹿屋市社会保険等加入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市社会保険等加入促進事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市告示第212号）
の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。